

ご利用の流れ

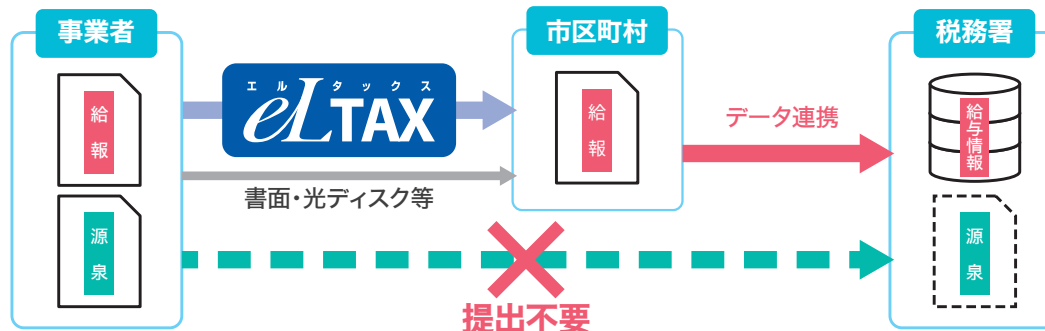


令和9年1月から源泉徴収票の提出方法が変わります

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
源泉徴収票を税務署に提出したとみなされます

制度改正の内容

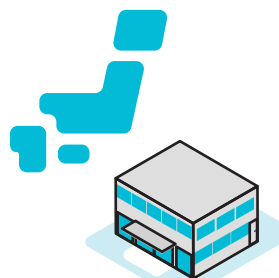
令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、
事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
税務署への提出が不要になります。(源泉徴収票のみなし提出の特例)



納税通知書等※の電子送付がスタート！※課税明細書を含む

- 法人は令和9年4月から、個人は令和10年4月から申請できます。アカウントの事前登録開始までにGビズIDの取得を推奨しています。(令和9年1月からGビズIDアカウントの事前登録が可能になります。)

都道府県・市区町村



1 納税通知書等(正本・紙)を郵送



3 納税通知書等 副本(電子)

アップロード



2 電子送付の 申請(初回のみ)



ダウンロード

納税者



- 対象となる税目 ・固定資産税 ・都市計画税 ・自動車税 ・軽自動車税

令和8年度分から
個人住民税電子申告
システムも好評稼働中



eLTAXから
「マイナンバーカード」を
利用して個人住民税に
関する申告ができます

申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も
必要ありません。スマホやパソコンから
eLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス!